



公益財団法人 草の根事業育成財団

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人草の根事業育成財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都調布市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、様々な社会問題を解決する諸団体と協働し、あるいは自ら事業を行うことで、子どもから高齢者まで市民一人ひとりが自立或いは自律し、それら各人が互いに尊重し、助け合い、共に生き生きと暮らす社会を築き、より心豊かな市民生活が実現することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 障害者、生活困窮者若しくは事故、災害、犯罪等による被害者の支援を目的とする事業又はそれを助成する事業
 - 高齢者の福祉の増進を目的とする事業又はそれを助成する事業
 - 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業又はそれを助成する事業
 - 児童・青少年の健全な育成を目的とする事業又はそれを助成する事業
 - 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、若しくは豊かな人間性を涵養することを目的とする事業又はそれを助成する事業
 - 文化及び芸術振興を目的とする事業又はそれを助成する事業
 - 地域社会の健全な発展を目的とする事業又はそれを助成する事業
 - その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は東京都において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

第2章 財産及び会計

(財産の種類)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。

- この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とする。
- 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - 基本財産として寄付された金品
 - 評議員会で基本財産に繰り入れることが議決された財産
- その他の財産は、前項記載の基本財産以外の財産とする。

コメントの追加 [古山1]: 第6条は、法人設立の際の規定でございますので、削除致しました。

(基本財産の維持並びに処分)

第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部又は全部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

2 基本財産は、担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会の議決を得て、その全部若しくは一部を担保に供することができる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、代表理事が作成し、毎事業年度開始の日の前日までに、理事会における理事総数の3分の2以上の議決を得、全ての評議員へ報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会における理事総数の3分の2以上の議決を経た上で、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類について承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(剰余金の処分制限)

第11条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

コメントの追加 [古山2]: 評議員会の「権限」の規定においては、評議員会の決議事項となっておりますが、本条には評議員会の決議の旨が記載されておりません。「権限」の規定と統一をお願い致します。

コメントの追加 [VAC3R2]: 第18条の評議員会の決議事項から削除する。

(残余財産の帰属)

第12条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第3章 評議員

(評議員)

第13条 この法人に、評議員3名以上8名以内を置く。
2 評議員の定数は理事の定数と同数以上とする。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
ハ 当該評議員の使用人
ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
イ 理事
ロ 使用人
ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
ニ 次に掲げる団体においてはその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
① 国の機関
② 地方公共団体
③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係があるものが含まれてはならない。

（任期）

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第16条 評議員に対して、各年度の総額が金50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

2 評議員に対する報酬等は、職務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては支給しない。

第4章 評議員会

（構成）

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 決算（貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認）
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認並びに基本財産の担保の提供
- (8) 重要な財産の譲受け
- (9) 合併
- (10) 事業の全部譲渡
- (11) 事業の一部譲渡
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

- 2 前項の第4号及び第6号から第11号までについては、あらかじめ理事会における理事総数の3分の2以上の議決を必要とする。

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎年11月に1回開催する他、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第21条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、評議員総数の過半数の決議をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) 基本財産の担保の提供
 - (6) 合併及び事業の全部譲渡
 - (7) その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第22条 理事が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案において、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した評議員は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

- 第24条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上8名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(親族関係者の制限)

第26条 この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊関係のある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊関係のある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。

2 この法人の監事は相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行する。

3 代表理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第31条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て報酬等として支給する

ことができる。

- 2 役員の報酬は、職務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、理事総数の過半数をもって行う。ただし、以下に掲げる事項の決議については理事総数の3分の2以上の決議を要する。

- (1) 事業計画を含む収支予算
 - (2) 事業報告及び決算
 - (3) 重要な財産の譲受け
 - (4) その事業年度内の収入をもって償還する短期の借入金を除く借入金。その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (5) 残余財産の処分
 - (6) 基本財産の処分又は除外の承認並びに基本財産の担保の提供
 - (7) 合併
 - (8) 事業の一部又は全部の譲渡
- 2 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の多数による承認を得ることを必要とする。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、

議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条並びに第 14 条についても適用する。

(解散)

第 39 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 40 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

附 則

1 この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に定める公益認定を受けた日から施行する。

コメントの追加 [古山4]: 今般は、一般法人から公益法人への移行でございますので、「最初の理事等」の記載は不要でございます。

コメントの追加 [古山5]: 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 38 条第 2 項の規定でございます。

以上は、当該法人の定款である。

平成30年6月1日

公益財団法人草の根事業育成財団

代表理事 長谷方人

